

Title	戦後日本における学校への臨床心理学的知の導入過程
Author(s)	保田, 直美
Citation	大阪大学教育学年報. 2001, 6, p. 13-24
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/8050
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

戦後日本における学校への臨床心理学的知の導入過程

保田直美

【要旨】

近年、特に学校を中心に、スクールカウンセラーの導入という形で、臨床心理学の考え方が広がりつつある。実は、このような動きは最近に限ったことではない。文部省の主導で学校に臨床心理学的な考え方を導入しようとする試みは、今回で戦後3度目である。1950年前後に行われた1度目の試み、1960年代半ばに行われた2度目の試み、そして1980年代以降から現在まで続いている3度目の試みである。臨床心理学の考え方の導入という意味では、1度目・2度目は芳しくない成果に終わっているが、3度目の今回はスクールカウンセラー制度の確立という形で成功しつつある。本稿では、その3度の試みの歴史的経過を、特に、文部省と臨床心理学者の関心に注目して整理した。結果、1度目は専門学会ができておらず、臨床心理学者間で関心の統一ができていなかったこと、2度目は臨床心理学者の関心が学校ではなく病院での地位向上に向き、完全に文部省と関心が食い違っていたこと、3度目は両者の関心が「専門職としてのカウンセラーを学校に導入する」ということで一致していることがわかった。この結果は関心の一致のさせ方が次第に巧みになっていることを示唆している。

1. はじめに：本稿の目的

現在、中学校を中心に学校への臨床心理学的知¹⁾の導入が進みつつある。それは主に、文部省²⁾の主導で、スクールカウンセラーとして「臨床心理士」を各校に配属することによって行われている。臨床心理士とは、文部省認可の財団法人である日本臨床心理士資格認定協会が認定する資格で、2000年3月31日時点で7085名が認定を受けている³⁾。この資格は国家資格ではないため、当然、業務独占や身分独占を定める法律を伴っていない。しかし、文部省が平成7年度年度から平成12年度にかけて進めていたスクールカウンセラー活用調査研究委託事業において「臨床心理士など」(文部省 1997)をスクールカウンセラーに採用することが指示されたため、次第に医師らと同等の「専門家」として注目を集めるようになりつつある。この臨床心理士がスクールカウンセラーとして派遣される学校数は、スクールカウンセラーの派遣校の増加に伴って年々増加しており、平成10年度では1497校にのぼっている。さらに、同事業は平成13年度からは都道府県を主体とした国の補助事業に転換し、今後もスクールカウンセラーの配置校は増加する予定である。しばらくは公立中学校を中心に、スクールカウンセラーを通して臨床心理学的知が広がっていくことに間違いはないだろう。

しかし実際には、文部省の主導で学校に臨床心理学的知を導入するというこのような試みは戦後初めてのことでない。文部省の動きに注目して数えるなら、今回で3度目である。1度目は1950年代前半、2度目は1960年代半ば～1970年代半ばに、文部省は臨床心理学的知の学校への導入を試みていたと考えられる。ただし、1度目・2度目はあくまでも教師にカウンセリング技術を身に付けさせ生徒指導主事として配置するという形態が目指されていた。1度目は自治体によってはカウンセラーを取り入れたところもあるが、全国的な制度としては成立しえなかった。2度目は1975年に生徒指導主事が法制化される形で結実したが、諸事情により臨床心理学的な考え方がその職務や養成に十分反映されることはなかった。つまりどちらも、臨床心理学的知の導入という意味では、中途半端な結果に終わっている。しかし、3度目にあたる今回はやや様子が異なっている。1985年に日本心理臨床学会が文部省に接触を開始した当初から、文部省は、教師をカウンセラーにするのではなく専門職としてのカウンセラーを学校へ導入することを企図していた。そして今回、臨床心理学的知は、この専門職としてのスクールカウンセラー(臨床心理士)を通して広く学校に定着しつつある。

さて、このような学校への臨床心理学的知の定着を考えると、なぜ1度目2度目は失敗し、3度目は成功しつつあるのかという疑問が起こってくる。なぜ、ある場合は成功しある場合は失敗するのだろうか。

何が成否に影響しているのだろうか。本稿の目的は、このような疑問について今後考察を進めていく上での手がかりを得ることにある。具体的には、これまでの臨床心理学的知の学校への導入をめぐるの大きな歴史的経過を、各時期における各集団の関心 (interest) の所在に注目して整理する作業を行う。

本稿で言う各時期とは、ここまで述べてきた文部省を主体とする試みによって分類された時期のことで、1度目は1950年代前半、2度目は1960年代半ば～1970年代半ば、3度目は1980年代半ば以降から現在までを指している。もちろん、それらの試みの狭間の時期についても随時言及する。また、各集団とは主に、3度の試みの主体である文部省と、臨床心理学的知の担い手である臨床心理学者集団を指す。特に本稿では、文部省の動きに従って区分した時期ごとの臨床心理学者の動きに注目したい。なお、ここでは便宜上、臨床心理学者には、いわゆる大学等に所属する研究者だけでなく、病院等で実務を行う実践家も含み、臨床心理学を学ぶ者として広く考えている。

そして、その臨床心理学者の動きは、関心に注目する形で整理する。関心に注目するのは、臨床心理学的知の学校への定着が成功するには、集団的な水準から個人的な水準まで、様々な水準で定着に対する合意が形成される必要がある一つまり、様々な水準で参加者の利害関心がある程度一致する必要があると考えるからである。もちろん、最終的には、どのように関心の一致が形成され定着の成功に至るのか、そのパターンを取り出すべきであるが、本稿ではその前段階として、特に集団的な水準で関心がどのようであったかを大まかに把握する。なお、当然のことながら、本稿で見ていく関心は、集団が持つ関心のうち、ある問題に関して切り取った一側面であり、それぞれの集団は各々別の関心も有している。しかし、本稿が注目するのは、臨床心理学と学校の関係、ひいては臨床心理学者の対社会的活動である。そのため、臨床心理学者が社会的な地位向上のために行っていた活動 (例えば最も代表的なものとして「臨床心理士」資格の確立) に注目して、臨床心理学者の関心を整理することになる。

それでは以下、順を追って歴史的経過を見ていこう。2章では1度目の試み、3章では2度目の試み、4章では3度目の試みについてそれぞれ記述する。これらをもとに、5章で全体の流れを整理し考察を行う。

2. 1度目の試み：弱い臨床心理学者

(1) 文部省の教師カウンセラーへの関心

まず、文部省の1度目の試みは、ガイダンス運動が盛り上がった時期 (1950年前後) に行われている。第一次アメリカ教育使節団の来日とともに始まる「新教育」の気運にのって進められた、このガイダンス運動は、流行といてもいいほどの広まりを見せた。と同時に、心理学的な知識をもとに進路相談や問題相談を行うことを意味する「カウンセリング」や、それを行う人を意味する「カウンセラー」といった言葉が、教育界で多用されるようになっていく。ただし、この時期の「カウンセラー」とは、生徒指導を担当する教師がカウンセリングを行う「相談教師カウンセラー」を指しており、専門職としてのカウンセラーを学校に導入するという試みはまだ見られなかった。

さて、このような背景を踏まえ、文部省もカウンセラーの設置構想を進めていった (時事通信社 1950)。「生徒指導主事」という名称で、生徒の学校内外に渡る行動と生徒活動の指導を行うカウンセラーを設置しようとしたのである。もちろん、そこでは現在のスクールカウンセラーのような専門職としてのカウンセラーではなく、教師が兼任する形での教師カウンセラーが期待されていた。1950年11月27日には、中等教育課の提案で教育刷新審議会にて審議が行われ⁴⁾、賛成派の委員によって「小・中・高等学校に (生徒指導を専任する教師が) 各一名ないし二名必要」「責任教師を計画的に養成するために、各国立大学に生徒指導教師養成課程を設置すべき」「年一回の指導者講習を開き養成すべき」などの提案が行われている。しかし、同審議会の委員長は「大学でさえうまくいってない」と反対、結局その議題についての審議はすぐに終了している。全体として、教育刷新審議会が取り上げる問題ではないという雰囲気だったようである。

だが、同様の主張は文部省以外の集団からも繰り返された。1952年2月、都道府県指導部課長会議が陳情書 (文部大臣宛) を、同年9月、都道府県教育長協議会が研究結果報告書として教員へのカウンセリン

グの普及とカウンセラー配置の法的措置要求を出している（井坂 1954）。また、カウンセラーの養成や設置が法制化していないにも関わらず、各都道府県では、自主的に実質的なカウンセラーがおかれ始めていた（井坂 1954）。特に神奈川県は、1951年から県教育委員会が生徒指導実験校を決め、カウンセリングに専任する教師を設置していた。1952年には早くも、ある実験校における成果報告がなされている（広田 1952）。このような状況の後押しもあって、文部省は、1954年の段階では、一旦反対されたとはいえ教師カウンセラーの養成・設置をあきらめてはいなかった。井坂（1954）も、初等中等教育局中等教育課を中心に法制化を急ぎつつあるとしている。

（2）弱い臨床心理学者

では、この時期臨床心理学者たちはどのような活動を行っていたのだろうか。当時、日本には「臨床心理学」の学会はなく、臨床心理学的知を学校に広めようとする活動を盛んに行っていたのは、主に日本応用心理学会であった。この日本応用心理学会の活動を見る前に、まず当時の臨床心理学者集団の組織化の状況を見ておこう⁵⁾。

初めての学会を冠した集まりは1951年に誕生した。大阪大学医学部精神医学研究室を中心とした「臨床心理学会」である⁶⁾。しかし、「やはり地域的な偏りをまぬがれなかった点と、精神医学者からの提唱になる学会であっただけに、心理学者の側からの十分な参加と協力が得られなかったうらみがある」(村上 1968, 23頁) ようである。日本応用心理学会の臨床心理学部会も1953年に設立されているが、「いろいろの事情もあって、その活動はあまり活発ではなく、やはり東京地区を中心とする地方活動にとどまり、若い、そして広い領域にわたる臨床心理学者たちの期待に十分こたえるものとはならなかった」(村上 1968, 23頁)。これらと同様の臨床心理学の研究会的なものは全国各地で開かれていたが、まだ臨床心理学全体をまとめあげるような学会の設立までには至っていなかった。

のちに、日本臨床心理学会へと発展的解消する京都大学教育学部を中心とした「関西臨床心理学者協会」は、このような同人組織としての研究会や既存の学会に対する不満から生じたという。「臨床心理学における学問的研究・理論的体系の確立をめざすのみならず、職能団体としての意味もこめて、クリニカル・サイコロジスト自身の、地位の確立、待遇の改善、資質の向上を目標にしての活動を意欲的にすすめていこうと意図した」(村上 1968, 23頁) ようである。しかし、いずれにせよ、1950年代前半の段階では、どの集まりもまだ活動が開始したばかりであった。

さて、このように学会が整備されていない状況の中、日本応用心理学会が持った関心も、文部省の関心に完全に迎合する弱々しいものであった⁷⁾。日本応用心理学会は、1951年の第10回国会で衆参両院の文部委員会に「指導教諭設置に関する請願」を提出したのを皮切りに、1953年の第16回国会まで、両院あわせて計6回、同様の請願を出している。その内容は毎回ほぼ同じである。例えば、請願番号1359号、応用心理学会会長・盛永四郎が文部委員会に提出し、1951年3月12日受理された「指導教諭設置に関する請願」の内容は以下の通りである。

「中学校および高等学校の教育においては、教科の教授以外に生徒指導が極めて必要とされている。とりわけ、戦後の混乱した社会、経済機構と教育制度の急変下においては、生徒の不良化傾向が大きく、指導誘益の必要が痛感されているから、生徒に適切な教育的助言と指導を与えるため、この方面の専門的教養を備えた教師即ち指導教諭を設置せられたい」(第10回参議院請願文書表(全), 18頁:旧字体・旧仮名遣いは筆者が直した)

この内容から見ると、完全に文部省の関心についているが、特に文部委員会で省みられた様子はない。委員会では専ら法案レベルの審議が行われるので、請願はほとんど審議されず、当時の議事録を見ても記録は残っていない。ただ、請願でも社会的に関心を集めているテーマの場合は、議事録が残っていることもある。よって、指導教諭設置という問題は当時それほど重要視されていなかったと考えられる。関係者は熱心だが、一般にはそれほど臨床心理学的知の必要性は感じられていなかったというのが実情だったの

だろう。

学会の未整備の状況と合わせると、まだ臨床心理学者は弱い立場であったことがうかがえる。

(3) 教師カウンセラー法制化の失敗

さて、当時無力だった臨床心理学者の動きは何の影響を及ぼすこともなく、結局のところ、文部省が進めていた教師カウンセラーの法制化は果たされなかった。自治体によってはカウンセラーを取り入れたが、全国的な展開にまでは至らなかった。

後の資料（田中教育研究所 1964）は、この当時、生徒指導主事の法制化が実現にまで至らなかった理由として「技術が未熟であった」「資格や養成機関に難点があった」「従来の現場の教員定数に余裕が無かった」の3つを挙げている。どの理由ももっともではあるが、1950年代後半から、ガイダンスなどに代表される新教育への反動ともとれる考え方が台頭してきたことも、背景にある理由として無視することはできない。その反動とは、1950年頃に当時の文相が修身科復活・道徳教育の必要性を表明し始めたことから、次第にそのような雰囲気が高まり出したこと、そしてそのような流れに反発しての日教組が「生活指導」を展開したこと、この2つである。生活指導においては、生活綴方運動に基づく指導や集団主義的生活指導・学級づくりなどが、実践として報告された。道徳教育と生活指導というこれら2つの考え方は、対立しあっているもののどちらにしる、占領下における新教育の反動であったと考えられる。このような中、1950年代後半には既にガイダンスブーム的な状況は収束し、学校への「カウンセラー」（生徒指導教師）という形でのカウンセリング知識の導入は、全体的には果たされずに終わってしまったのである。

3. 2度目の試み：関心の食い違い

(1) 生徒指導主事の法制化に向けて [文部省の関心]

続いて2度目の試みは、1964年頃に行われている。当時「急速に増加してきた非行少年対策として、あるいは学業不振児の対策として打ち出された」（田中教育研究所 1964）文部省の生徒指導構想が、生徒指導主事を中心に進められることになったのである。田中教育研究所（1964）は、今まで進まなかったカウンセラー設置の動きが今回進展した理由として、①生徒数の減少とともに教員定数を上回る余剰教員が出てきた、②青少年の非行が社会問題としてクローズアップされたの2つを挙げている。この時期の臨床心理学会の公聴会（日本臨床心理学会 1966）でも、新聞記者が「今日のように世相が一見平和に見えて、しかも嫌悪で不安に見える時代は、ほとんど一度も経験したことがないように思います」と述べたうえで、「最近われわれを驚かしましたライフル少年とか、古くはライシャワー事件の少年とか、ごく最近では吹田の団地での人妻殺人事件、それから神戸の中学で遅刻をして先生を殴った少年たち、あるいは高知では集団でもって、体育祭の時に鶏を人の前で丸焼きにしたこども、同時に皮を向いて喜んだと言う少年たちがいます」と複数の少年犯罪を例にあげている。この頃はカウンセリングブームでもあり（野島他,1965）、多少現在と状況が似ていたものと思われる。

文部省中等教育課教科調査官・飯田芳郎も、生徒指導が教育界の問題となった直接のきっかけは、明らかに、青少年問題の激増であると述べている（飯田 1964）。と同時に、「この方面の関係者の多年の要望であった生徒指導の専任教師（学校カウンセラーなど）の配置などの課題にこたえようとする配慮でもあった」（9頁）とも続けている。その飯田の言葉どおり、心理学的な専門知識を身に付けた教師を学校に配置するという希望はかなえられつつあった。文部省は、①研究推進校の指定、②資料の作成、③講習会の開催の3点から構想を推進。生徒指導の予算として、1964年度の800万円から一挙に約3倍の2334万円を1965年度には要求した。具体的には、生徒指導研究推進校として、1964年度62校、1965年度170校を指定。2年間の継続研究が行われた。また、文部省内に「生徒指導調査研究会」設置。手引き書等の作成も行われた。「精神衛生」や「面接相談の理論と技術」のような臨床心理学的科目・他を学ぶ講習会も2つ開かれた⁸⁾。これらの結果、「専任の生徒指導主事、つまりカウンセラーが、少数ではあるが、ようやくのことで誕生する」。（田中教育研究所 1964）

しかし、「生徒指導担当者（専任の）は生まれているのに、その資格を規定する一したがって、養成を基礎づける法律も規定も今のところない」（井坂 1964, 14頁）のが実情であった。これに関して井坂（1964）は、生徒指導担当者の最低教養として、日本応用心理学会や日本教育心理学会が作成したカウンセラー養成や心理技術者養成のカリキュラム試案が十分に参考になると述べている。文部省サイドは臨床心理学者に期待しており、両者の関心が一致することも十分にあり得る状況であったと考えられる。

（2）資格認定制度の確立に向けて [臨床心理学者の関心]

その頃、日本応用心理学会や日本教育心理学会など心理学関係の諸学会では、心理技術者養成とその認定機関の発足を計画し始めていた。つまり、「専門家」としての地位獲得のため、資格認定制度の確立を目指し始めたのである。1962年には日本教育心理学会・日本心理学会・日本応用心理学会の3学会が合同で「心理技術者認定案起草委員会」を設立した。1964年に、関西臨床心理学者協会が発展的に解消して設立された日本臨床心理学会も、設立当初から資格制度確立のための業務を中心的に担う「職能局」を設け、資格問題に関して熱心に取り組んだ。起草委員会から発展した「心理技術者資格認定機関設立準備会」に、この日本臨床心理学会も参加し、養成と資格化のために尽力した。

その結果、1966年7月31日には、心理技術者資格認定機関設立準備会最終報告（心理技術者資格認定機関設立準備会 1966）が提出されている。それによれば、心理技術者の資格名称は「臨床心理士」が第一候補で、資格要件としては大学院卒業後ほぼ1年に相当する臨床経験が求められており、ほぼ現在の臨床心理士と変わらない条件になっている。さらにその最終報告を踏まえて1967年11月25日には、心理技術者資格認定委員会設立総会が開催され、1969年10月1日の同委員会の業務開始と1969年12月1日の「臨床心理士」の資格認定の受付開始が既に計画されていた。よって、当時の臨床心理学関係諸学会は、生徒指導主事の養成カリキュラムや業務内容に口を挟むことも可能ではあった。さらに踏み込めば、専門職カウンセラーの学校への配置という現在と同じ形態も可能だったのかもしれない。しかし、結果として資格認定業務開始は延期・中断されることとなり、学校との強い関わりを持つことは不可能となってしまった。資格認定業務中断の理由としてはいくつか挙げることができるが、資格認定の中心的役割を果たすようになっていた日本臨床心理学会での学会改革の動きと資格制度自体が抱えていた問題が特に大きかったと考えられる。

（3）日本臨床心理学会の解体

1960年代末、日本臨床心理学会では、学会改革派の会員を中心に、「国又はそれに認められる団体によって与えられる資格制度は、ほんとうに『病者』『障害者』のためのものか、又は『病者』『健常者』が同じ土俵で共に生きることに関与するのか」⁹⁾ という疑問をベースに、専門性と資格の問題を分けて考えることが訴えられ始めた。そして心理技術者資格認定問題を契機に、1969年の第5回日本臨床心理学会名古屋大会で学会の基本姿勢をめぐり一部会員と理事会の対立が表面化する。「心理臨床の『充実』のための国家資格を求める動きの中で、心理臨床、臨床心理学そのものがどうなのか、クライアントと言われる“される側”に本当に役立っているのか、根源的な疑問が出されてきた。そして、『資格・専門性』の批判的とらえかえし、ということが改革の大きなテーマとなっていった」¹⁰⁾。これは、当時の大学紛争や医療告発の余波であったと考えられるが、結局、1971年には理事会が解散、学会改革委員会の発足を見ることとなった。

結果、1969年にはほぼ資格化されることが関連学会で決定していた「臨床心理士」の資格認定の動きはストップし、日本臨床心理学会自体もアカデミックさを失っていくことになる¹¹⁾。実質的に、特に資格問題に熱心だった大学関係者を中心とする臨床心理学者は、活動の場を失うことになってしまった。

（4）資格制度をめぐる関心の食い違いとその結末

このような社会運動的な活動による資格批判・学会改革が始まったことに加え、心理技術者資格が一定の水準と実効力をもてなかったことも、中断へとつながる原因となった。まず、資格の水準を維持するた

めの養成と審査の問題が十分に解決していなかったことが挙げられる。大学院卒業後の臨床経験におけるスーパーバイズの問題（スーパーバイザーを誰にするか等）でさえ、統一の見解には至っていなかった（日本臨床心理学会 1968）。しかも、その資格には社会での実効力がなかった。

病院で働く臨床家にとって、最も関心が高い「身分法の制定はいつになるのか」という問題だったが、そのことについて心理技術者（仮称：臨床心理士）の資格認定を進めていた臨床心理学会の職能局は、具体的な回答ができなかった。臨床心理士の資格認定と研修制度をめぐるパネルディスカッションで、病院で働く臨床家にそのような質問をされた大塚義孝氏（当時の臨床心理学会職能局メンバー）は、身分法の制定はなかなか難しいということを暗に示した上で身分法の制定以外の、臨床心理士資格の実効性を高める解決策を述べている。

「一つの方法として、精神病院でベット数が50以上のところには、臨床心理学会の正会員以上の人ならばいいというような、次官通達のような形ででも、適用さすということも考えられます。もっとも、法制化以前の問題かもしれませんが……そういうことをやりますと、50ベット以上のところに、いわゆる日本臨床心理学会認定の臨床心理士をおかなくてはならないということになり、半歩でも前進するのではないかと考えております」（日本臨床心理学会 1968, 322頁）

しかし、この方法の実現も実際には難しかった。このような次官通達を狙うなら接触すべきは厚生省となるが、臨床心理業務は医師法に抵触する可能性があったうえ、前厚生省児童局長で当時参議院議員の黒木利克氏によれば「厚生省の内部でもこの（心理療法の）効果については、まだまだ疑問を持っている方が多」（日本臨床心理学会 1966, 322頁：（カッコ）内筆者）だった。結局、このような代案も実現できず、資格をとってもどうなるわけでもないという、非常に実効性のない状態になってしまったのである。

ところで、この大塚義孝氏は、現在の心理臨床学会の臨床心理士の資格認定業務やスクールカウンセラーの配置をめぐる文部省との折衝でも中心的役割を果たしているが、ここで精神病院に対してとられようとしていたアイディアは、現在、対象を学校に変えて実行されつつある。これは、現在の心理臨床学会が進める「臨床心理士」と当時の「臨床心理士」が同じようなアイディアのもとに制度化されようとしていることを示している。今回の学校での成功を見れば、当ても学校でこのアイディアを進めれば良かったのかもしれないと思える。しかし、当時、資格化に際し臨床心理学会職能局がまず頭脳に置いていたのはあくまでも病院での地位確立であった。1度目・3度目とは異なり、病院がまず関心の対象だったのである。

臨床心理学会などが資格問題に関してほとんど機能しなくなってしまったこと、臨床心理学会職能局の関心が病院に向いていたこと。そのようなことから結局、学校と臨床心理学の関係は曖昧なまま法制化は進んでいくこととなった。1975年には「学校教育法施行規則」改正（文部省令第41号）で、中学校及び高等学校に「生徒指導主事を置くものとする。ただし、特別の事情のあるときは、これを置かないことができる」旨が定められる。それは特別、大学や大学院での心理学的な養成カリキュラムを含むわけではなく、結果としてその性格も、教職員間の連絡調整などのリーダー的機能が強調され、臨床心理学との関係が弱いものになっていくのである。

4. 3度目の試み：関心の一致

(1) 臨床心理学者の関心の移動：病院から学校へ

3度目の試みは、臨床心理学者の先行に文部省が引きずられる形で、1980年代半ばから始まる。

1970年代に入って停滞してしまった「臨床心理士」¹²⁾ 資格化に向けての活動が再開するのは1982年の日本心理臨床学会設立時からである。旧臨床心理学会の理事会のメンバーが中心となり設立された心理臨床学会は、その設立当初から職能委員会を設け、資格化に向けて努力した。

心理臨床学会は、当初主に厚生省関係に対してアプローチを行っていたが、あまりうまくいかなかった¹³⁾。そこで、1985年に「今後は厚生省のみならず、文部省にも働きかけることが確認され」（日本心理臨床学

会 1985, 92頁)、文部省の審議会で多く委員を務める河合隼雄氏が中心となり、文部省の臨教審への働きかけを行った。結果、教育改革に関する臨教審の第二次答申で、カウンセラーの資格制度について早急に検討をすすめることとの記載を得ている(日本心理臨床学会 1986)。この頃から文部省の3度目、つまり今回の専門職としてのカウンセラーの導入の試みが開始される。実際、この段階で既に専門職カウンセラーの導入が文部省によっても検討されていたが、予算措置が不可能であったため、実現することができなかった¹⁴⁾。

しかし、もしこのとき実現されていると、それは失敗におわったかもしれない。1985年の段階ではまだ、臨床心理士の養成が十分ではなかったからである。心理臨床学会が中心となって日本臨床心理士資格認定協会設立準備委員会を発足したのが1986年、実際に日本臨床心理士資格認定協会が設立され認定を開始したのは1988年である¹⁵⁾。翌1989年には、元文部次官の木田宏氏を設立発起人に加え、医師会を模した臨床心理士会が発足、続いて1990年には臨床心理士資格認定協会が文部省の財団法人としての認可を受けることとなった。ここに文部省とのつながりは明確なものとなり、学校への臨床心理士導入のための地盤が固まることになる。

(2) スクールカウンセラーの制度化に向けて

そして、1995年には、スクールカウンセラー活用調査研究委託事業が実験的に開始され、主に臨床心理士が派遣されることとなった。少子化の影響から、必要経費が減ったり、カウンセリングルームに転用できる余裕教室が増えたりしたため、1985年の段階では難しかった予算の都合もつきやすくなったと考えられる。1998年には、未だ医師や他の心理関係学会等からの反対もあるものの、中央教育審議会の報告では、スクールカウンセラー事業の拡張・公立中学に対する「心の教室(カウンセリングルーム)」の整備・教員のカウンセリング研修のための予算計上などがうたわれ、それと同時に臨床心理士の国家資格化や大学院の拡充の必要性が説かれている。また、2000年度からは、心理学関係諸学会から多くの反対を受けながらも大学院指定制¹⁶⁾が強行され、同時に、文部省が新学科抑制から「臨床心理学科」等を除外したため、これからしばらくの間は、ますます学校というフィールドにおける臨床心理士の活動が活発になっていくと考えられる。既に述べたように、スクールカウンセラーも制度化される見込みであるし、臨床心理学的知の学校への導入は、この臨床心理士を通して、当面成功していくように思われる。

5. まとめと今後の課題：「翻訳の社会学」へ

(1) 歴史的経過のまとめ

ここまで述べてきた歴史的経過を簡単にまとめたものが表1である。1度目・2度目と3度目の最も大きな違いは、文部省が専門職としてのカウンセラーを学校に導入しようとする関心を持つか否かという点にある。臨床心理学者らは既に1950年代後半には、専門職としてのカウンセラーを養成していく方向に傾いているが¹⁷⁾、どの対象(場)に最も関心を持つかということは時期ごとに異なっている。1度目と3度目は学校という対象、2度目は病院という対象に関心を持っていたことがわかった。そして3度目の今回、初めて、「専門職としてのカウンセラーを学校に導入する」ということで、文部省と臨床心理学者の関心が一致している。今回の臨床心理学的知の学校への導入の成功は、この両者の関心の一致によるところが大きい。

ただ、もちろん、1度目の初期の段階でも、「教師をカウンセラーにする」という形で文部省と応用心理学会の関心は一致しており、関心の一致だけで事態の成否を説明するのなら、この段階で「教師のカウンセラー」が成立しないのはおかしい。しかし当時、臨床心理学の学会はまだできておらず、応用心理学会が臨床心理学者の関心を汲みきれていたかという点を決してそうではない。集団レベルでの関心の一致を断言できるほど、臨床心理学者の集団はまとまりを持っておらず、非常に弱い存在に過ぎなかった。さらに、それゆえ文部省の関心を引くような魅力的な条件(例えば、生徒指導が十分にできる人材を安く大量に提供できるなど)を提示することもできなかった。この当時は、カウンセリングブームともいえるような後

の2回に比べて、社会的関心も低く、そのような別の要因もあって、結果的に失敗してしまったのではないかと考えられる。

また、2度目の試みの際にも、文部省は生徒指導担当者の最低教養として心理技術者の養成カリキュラムに注目しており、「専門職としてのカウンセラーを学校に導入する」という今回と同じ方向で両者の関心が一致する可能性が全くなかったわけではない。臨床心理学者も学会ができ、資格認定業務も開始直前までこぎつけていた。1度目よりはるかに強くなっていたのである。しかしその時、臨床心理学者の関心は病院に向いており、またほどなく学会も解体してしまったことから、結局、両者の関心が結びつくことはなかった。

今回の3度目の試みは、臨床心理学者のアプローチから関心の一致に向けての作業が始まっている。1985年に心理臨床学会が文部省へのアプローチを開始した直後に、文部省の見解が専門職としてのカウンセラーを導入する方向に傾いている。どのように互いの関心が一致していったのか、その詳細は本稿で見た限りではわからない。わかるのは、関心が一致し制度的成功に向けて展開しつつあるということだけである。

他の2回の試みについても言えることだが、本稿で見たのは非常に限られた集団についてのみであり、しかも全体を見通すことを重視しているので、関心の推移の詳細は全く追えていない。今後は、詳細を把握することに努める必要があるだろう。さらに、関心の一致の形成・定着パターンを説明するための理論を持つ必要がある。

表1 歴史的経過のまとめ

臨床心理学的知の 学校への導入		1度目：1950年代	2度目：1960年代半ば頃 ～1970年代半ば頃	3度目：1980年代半ば頃 ～2001年現在
		失敗	失敗	成功（しつつある）
文部省の関心		●教師をカウンセラーにする 「生徒指導教師」の設置を目指すがかなわず。	●教師をカウンセラーにする 「生徒指導主事」の設置を目指し、1975年に法制化。	●専門職としての カウンセラーの導入 スクールカウンセラー事業。
臨床心理学の学会		なし	あり。ただし1969年に 事実上解体	あり
臨床心理学者の関心	関心の主体	日本応用心理学会	日本臨床心理学会 (1964年設立)	日本心理臨床学会 (1982年設立)
	関心の対象	学校	病院	当初病院、1985年以降は 主に学校
	関心	●教師をカウンセラーにする	●専門職としての カウンセラーの確立 ●専門職としてのカウンセラーの病院への配置	●専門職としての カウンセラーの確立 ●専門職としてのカウンセラーの学校への配置

(2) 翻訳の社会学へ

この「関心」に注目し、参加者の関心の一致によってあるものごとが成立すると考えるのが、科学社会学の一理論であるアクターネットワーク理論 (Actor Network Theory) である。別名、翻訳の社会学 (Sociology of translation) とも呼ばれている (Callon 1986, Latour 翻訳1999)。通常アクターネットワーク理論では、あるアクターが他のアクターの利害関心を自分の利害関心に同一化していく過程を「翻訳」として注目する。「翻訳 (translation)」とは、端的に言えば、ある関心を別の関心に置き換えることをさす。例えば、文部省が「いじめや不登校を解決したい」という関心をもっている場合、実際にはとるべき方策

は無限にあるが、その関心を「臨床心理士をスクールカウンセラーとして各校に配置する」というある1つの関心に置き換えるというような作業が「翻訳」と呼ばれる。置き換えることによって、「臨床心理士のスクールカウンセラー」は学校にとって必要不可欠なもの、つまり制度となるのである。どのように関心を置き換えていくか、その戦略には稚拙なものから巧みなものまで幾つかの種類があるとされている。

本稿で述べた3度の試みも、「翻訳」としてのそのパターンには違いがあったのではないだろうか。臨床心理学者集団を行為主体として見た場合、関心の一致のさせ方が変化しているように思われる。1度目は、弱さゆえ相手の関心に単に迎合するという稚拙なものであった。2度目は、専門職としての地位を確立し、それに相手の関心（2度目の場合厚生省）をうまく誘導してこようとするものであった。3度目は、2度目と同じように振舞うだけでなく、さらに次第に自らの関心に近い方に多くの学校関係者の関心を引いている。例えば、文部省と臨床心理学者の連携が固まった直後の1992年にだされた、文部省の「不登校は誰にでも起こりうる」という見解は、「病気の生徒／健康な生徒」という区別をなくし、全員を潜在的に臨床心理学の対象とし、スクールカウンセラーとして学校に臨床心理士をおく必然性を高めた。新しい集団を考案することで、新しい関心を作るという戦略は、1度目の試みの時期からすれば、随分巧みなものであると言えるだろう。

「翻訳」が次第に稚拙なものから巧みなものへと変化していつているのではないか。そしてその結果として今回の成功があるのではないだろうか。現時点では仮説に過ぎないが、今後はこの「翻訳」という作業に注目して、臨床心理学的知の学校への導入について、さらに詳しく見ていきたい。

【注】

- 1) 具体的に何を指すかを端的に示すことは難しく別稿を要す。本稿では仮に臨床心理学を専門とする学者集団の持つ知識や考え方・態度などを指すこととする。
- 2) 2001年1月6日から省庁再編のため、文部科学省。ただし本稿では、省庁再編以前の資料を用いて論文を作成しているため、文部省で名称を統一している。
- 3) 財団法人日本臨床心理士資格認定協会所有の「臨床心理士資格取得者数の推移（平成12年10月17日現在）」表より。ただし、各年度ごとの認定者数（累計）は、同協会が毎年発行している「臨床心理士になるために」（平成12年で第13版）でも確認可能。
- 4) 審議の内容については、教育刷新審議会第三十四回総会議事速記録（日本近代教育史料研究会1996）参照。
- 5) 学会設立以前の状況については、臨床心理学の学会前史について言及している佐藤・溝口（1997）を参考に、学会設立前の同人的集まりの成立とそれぞれの位置付けについて述べている村上（1968）の見解を加えてまとめている。
- 6) 佐藤・溝口（1997）はこの名称が「臨床心理学会」であったとしているが、村上（1968）では「関西臨床心理学会」となっている。
- 7) 日本応用心理学会の動向については、学会設立以降の歴史をまとめた日本応用心理学会（1998）を参考にしている。
- 8) 「生徒指導講座」（全2週間程度。各都道府県教育委員会推薦による指導主事・教頭クラスが対象）と「生徒指導主事講座」（全2ヶ月程度。研究推進校の生徒指導担当者が対象）。
- 9) 学会改革以来こだわってきたこととして、学会改革以降の主張を佐藤（1989）がまとめた。
- 10) 当時を振り返っての改革側の山下（1995）の記述（18頁）。
- 11) 改革以降、日本臨床心理学会は病院を主なフィールドとした現場中心の学会へと変貌、規模を縮小していく。
- 12) 1966年の心理技術者資格認定機関設立準備会最終報告の段階では仮称。
- 13) 厚生省で資格化の問題を扱う場合、問題となるのが臨床心理士の職務が医師法に抵触する可能性があるということであった。
- 14) 文部省審議官の富岡賢治は、「スクールカウンセラーの実際」という本の巻頭鼎談の中で、1985年に専門職カウンセラーの導入が検討されたが、予算措置が不可能であったことなどにより実施できなかったと発言している（大塚1996）。

- 15) この臨床心理士資格は、旧臨床心理学会が考えていた仮称「臨床心理士」と同じく大学院修士課程の卒業を要件とする、ほぼ医師と対等な形での資格化を目指したものであった。
- 16) 一定の条件を満たした大学院を指定校とし、その大学院の出身者にのみ臨床心理士の受験資格を与えるという制度のこと。この指定校制で特に反発をかっているのは、実質一学会がカリキュラムを指定していること。指定を受けるためには、専攻の担当教員に臨床心理士資格を有している者が一定数必要であること。この2点である。
- 17) 1950年代後半には日本応用心理学会を中心として以下のような、専門職としてのカウンセラーを目指す活動が行われている。1955年、「心理技術者養成教育課程案」と養成に関する「意見書」の各大学への送付。1959年、専門家のカウンセラーを学校に置くカウンセリング制度の設置を要望する「高等学校の道德教育に関する意見書」の文部大臣への提出。

【引用文献】

- Callon, M. 1986. "Some elements of a sociology of translation: domestication of the scallops and the fishermen of St. Brieuc Bay." Law, J. ed. Power, Action and Belief(Sociological Review Monograph 32). Routledge & Kegan Paul. pp.196-233.
- 広田富治. 1952. 「カウンセリングの実際」『中等教育資料』 Vol.1, No.11, pp.6,9-11.
- 飯田芳郎. 1964. 「生徒指導の構想と体制」『教育心理 (財)田中教育研究所』 Vol.12, No.12, pp.6-11.
- 井坂行男. 1954. 「カウンセリング—中・高校を中心として」日本応用心理学会 編.『心理学講座第7巻 (臨床心理学)』中山書房.
- 井坂行男. 1964. 「生徒指導担当者の資質」『教育心理 (財)田中教育研究所』 Vol.12, No.12, pp.12-15.
- 児玉省. 1967. 「心理技術者の資格をめぐる歩み」日本臨床心理学会 編.『臨床心理学の進歩 (1967版)』誠信書房. pp.36-372.
- Latour, Bruno. 1987. Science in Action. Harvard University Press. (川崎勝・高田紀代志 訳. 1999. 『科学が作られているとき—人類学的考察』産業図書.)
- 文部省 1997 「まえがき」『中等教育資料 [特集] 平成7・8年度スクールカウンセラー活用調査研究委託研究集録』12月号臨時増刊.
- 村上英治. 1968. 「わが国における臨床心理学の発展」玉井収介・小嶋謙四郎・片口安史 編.『臨床心理学の現状と活動 (臨床心理学講座第4巻)』誠信書房. pp.10-28.
- 村松常雄. 1956. 『臨床心理学 (現代心理学体系7)』共立出版.
- 日本近代教育史料研究会. 1996. 「教育刷新審議会第三十四回総会議事速記録」日本近代教育史料研究会 編.『教育刷新委員会・教育刷新審議会会議録 第五巻』岩波書店. pp.357-370.
- 日本応用心理学会. 1960. 『第26回大会研究抄録』(応用心理学論文集 第12集).
- 日本応用心理学会. 1998. 『日本応用心理学会史』応用心理学研究別冊.
- 日本臨床心理学会. 1966. 「公聴会 臨床心理学者の社会的責任と法制化の諸問題」日本臨床心理学会 編.『臨床心理学の進歩 1966版』誠信書房. pp.313-351.
- 日本臨床心理学会. 1968. 「パネル・ディスカッション—臨床心理士の資格認定と本学会の研修制度をめぐる一」日本臨床心理学会 編.『臨床心理学の進歩 1968年版』誠信書房. pp.311-322.
- 日本心理臨床学会. 1985. 「会報」『心理臨床学研究』 Vol.3, No.1, pp.90-96.
- 日本心理臨床学会. 1986. 「会報」『心理臨床学研究』 Vol.4, No.1, pp.90-97.
- 野島寛子・倉永恭子. 1965. 「カウンセリングを学習する過程の一実態調査」『臨床心理学研究』 Vol.4, No.2, pp.20-29.
- 大塚孝義. 1996. 「刊行によせて」『スクールカウンセラーの実際』日本評論社.
- 佐藤和喜雄. 1989. 「臨床心理士の資格制度について—業務独占は何としても阻みたい—」『「心の専門家」は必要なのか? (臨床心理学研究第27巻別冊)』 Vol.27, pp.9-15.
- 佐藤達哉・溝口元 編. 1997. 『通史 日本の心理学』北大路書房.
- 心理技術者資格認定機関設立準備会. 1966. 『心理技術者資格認定機関設立準備会 最終報告』.
- 田中教育研究所. 1964. 「教育ジャーナル：着々と進む文部省の生徒指導構想」『教育心理 (財)田中教育研究所』

Vol.12, No.12, pp.30-31.

山下恒男. 1995. 「第 I 章 「臨床」の歴史性と社会性」 日本社会臨床学会 編. 『人間・臨床・社会 (社会臨床シリーズ4)』 影書房. pp.11-43.

時事通信社. 1950. 「就職と生活指導に重点をおく カウンセラー設置構想すすむ」 『時事通信内外教育版 1950/12/21』 No.239, pp.633.

『第10回参議院請願文書表 全』 (国立国会図書館法令議会資料室所蔵).

The Introducing Process of Clinical Psychological Knowledge to the School System in Postwar Japan

YASUDA, Naomi

Recently Clinical Psychological Knowledge is spreading in Japanese schools through school counselors. The purpose of this paper is to show a spreading process of Clinical Psychological Knowledge historically in the Japanese school system. The Ministry of Education has tried to introduce Clinical Psychological Knowledge to the school system three times in postwar Japan. The first trial is in the early 1950s, the second is in the mid-1960s and the third is after 1980s. The third trial goes on now. Although first and second trial failed to introduce Clinical Psychological Knowledge to the school system, the third trial is completing by establishment of school counselor system.

In this paper, I gave order to the historical process of these trials from a perspective to focus on interests of the Ministry of Education and clinical psychologists. Then the following results were obtained: In the first trial, clinical psychologists could not unify their interests because their special society was not established. In the second trial, clinical psychologists was interested in establishing the position in hospitals not in schools so that the interest of clinical psychologists was entirely differed from one of the Ministry of Education. In the third trial, both interests agreed on introducing specialistic counselors to the school system. These results implied that the means for the agreement of mutual interests had been complicated gradually.